令和７年度

釧 路 市 各 会 計 予 算 書

令和７年度釧路市各会計予算書

目　　次

１　一　般　会　計 …… ７

２　特　別　会　計

（１）国民健康保険 …… ２１
（２）国民健康保険阿寒診療所事業 …… ２５
（３）国民健康保険音別診療所事業 …… ３１
（４）後期高齢者医療 …… ３７
（５）介護保険 …… ４１
（６）魚揚場事業 …… ４７
（７）駐車場事業 …… ５１
（８）動物園事業 …… ５５

３　企　業　会　計

（１）病院事業 …… ６３
（２）水道事業 …… ６９
（３）工業用水道事業 …… ７５
（４）下水道事業 …… ７９
（５）公設地方卸売市場事業 …… ８５
（６）港湾整備事業 …… ８９

総　　括　　表

会計名			当初予算額	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
				月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
一般会計			107,400,000						
特別会計	国民健康保険		15,516,988						
	国民健康保険阿寒診療所事業		563,094						
	国民健康保険音別診療所事業		401,580						
	後期高齢者医療		3,073,663						
	介護保険	保険事業勘定	18,285,147						
		介護サービス事業勘定	103,488						
	魚揚場事業		148,946						
	駐車場事業		155,538						
	動物園事業		451,854						
企業会計	病院事業		30,321,018						
	水道事業		9,593,876						
	工業用水道事業		104,732						
	下水道事業		11,981,042						
	公設地方卸売市場事業		257,662						
	港湾整備事業		1,080,685						
合計			199,439,313						

一　般　会　計

議案第５号

令和７年度釧路市一般会計予算

令和７年度釧路市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０７，４００，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第３条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第３表　債務負担行為」による。

（地方債）

第４条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第４表　地方債」による。

（一時借入金）

第５条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、２５，０００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

一 般 会 計

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

款	項	金　額
		千円
1 市税		21,311,127
	1 市民税	9,176,382
	2 固定資産税	8,499,421
	3 軽自動車税	467,981
	4 市たばこ税	1,630,206
	5 鉱産税	14,165
	6 入湯税	147,656
	7 都市計画税	1,375,316
2 地方譲与税		752,706
	1 地方揮発油譲与税	137,000
	2 自動車重量譲与税	447,000
	3 森林環境譲与税	112,706
	4 特別とん譲与税	36,000
	5 航空機燃料譲与税	20,000
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		71,000
	1 配当割交付金	71,000
5 株式等譲渡所得割交付金		118,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	118,000
6 法人事業税交付金		391,000
	1 法人事業税交付金	391,000
7 地方消費税交付金		4,511,000
	1 地方消費税交付金	4,511,000
8 ゴルフ場利用税交付金		7,600
	1 ゴルフ場利用税交付金	7,600
9 環境性能割交付金		76,000
	1 環境性能割交付金	76,000
10 地方特例交付金		141,618
	1 地方特例交付金	129,024
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金	12,594
11 地方交付税		26,610,000
	1 地方交付税	26,610,000
12 交通安全対策特別交付金		16,000
	1 交通安全対策特別交付金	16,000

一般会計

款	項	金額
		千円
13 分担金及び負担金		637,224
	1 分担金	31,665
	2 負担金	605,559
14 使用料及び手数料		2,498,908
	1 使用料	1,912,293
	2 手数料	586,615
15 国庫支出金		23,985,656
	1 国庫負担金	19,331,078
	2 国庫補助金	4,609,705
	3 国庫委託金	44,873
16 道支出金		6,721,175
	1 道負担金	5,181,378
	2 道補助金	1,032,336
	3 道委託金	507,461
17 財産収入		393,393
	1 財産運用収入	199,081
	2 財産売払収入	194,312
18 寄附金		2,710,001
	1 寄附金	2,710,001
19 繰入金		4,283,368
	1 特別会計繰入金	17,840
	2 基金繰入金	4,265,528
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		3,959,923
	1 延滞金及び加算金	15,002
	2 預金利子	8,394
	3 貸付金元利収入	3,103,982
	4 受託事業収入	75,379
	5 雑入	757,166
22 市債		8,196,300
	1 市債	8,196,300
歳入合計		107,400,000

一般会計

歳 出

款	項	金額
		千円
1 議会費		301,425
	1 議会費	301,425
2 総務費		9,778,238
	1 総務管理費	9,467,077
	2 徴税費	183,191
	3 選挙費	117,626
	4 監査委員費	10,344
3 民生費		36,490,479
	1 社会福祉費	8,536,765
	2 老人福祉費	694,338
	3 児童福祉費	11,757,788
	4 生活保護費	12,118,191
	5 医療助成費	3,383,397
4 衛生費		4,323,047
	1 保健衛生費	1,848,672
	2 清掃費	2,474,375
5 労働費		147,647
	1 労働費	147,647
6 農林水産業費		1,306,347
	1 農業費	741,022
	2 林業費	448,664
	3 水産業費	116,661
7 商工費		3,973,676
	1 商工費	3,973,676
8 土木費		6,137,514
	1 土木管理費	23,047
	2 道路橋梁費	2,916,310
	3 河川費	387,294
	4 都市計画費	28,942
	5 公園費	731,928
	6 住宅費	2,049,993

款	項	金額
		千円
9 港湾費		1,646,876
	1 港湾費	1,646,876
10 消防費		1,001,815
	1 消防費	1,001,815
11 教育費		8,430,265
	1 総務費	3,990,637
	2 小学校費	813,288
	3 中学校費	783,808
	4 高等学校費	155,993
	5 幼稚園費	14,803
	6 社会教育費	1,960,183
	7 保健体育費	711,553
12 災害復旧費		15,000
	1 農林水産業施設災害復旧費	4,000
	2 土木施設災害復旧費	11,000
13 公債費		11,896,904
	1 公債費	11,896,904
14 諸支出金		10,563,609
	1 特別会計繰出金	10,563,609
15 職員費		11,297,158
	1 職員費	11,297,158
16 予備費		90,000
	1 予備費	90,000
歳出合計		107,400,000

第２表　　繰　越　明　許　費

款	項	事　業　名	金　額
			千円
９港　湾　費	１港　湾　費	港　湾　施　設　改　修　事　業	24,000

一 般 会 計

第３表　債務負担行為

事項	期間	限度額
		千円
津波一時避難場所整備事業費	令和8年度	1，054，258
帳票印刷等業務委託費	令和8年度から令和12年度まで	116，182
法人立保育所等整備費補助金	令和8年度	130，232
大楽毛児童センター整備事業費	令和8年度から令和9年度まで	313，698
コンベンション開催補助金	令和8年度から令和12年度まで	15，000
港湾施設改修費	令和8年度	36，000
西消防署大楽毛支署・第１２分団庁舎建設費	令和8年度から令和9年度まで	1，701，233
大楽毛地区義務教育学校整備事業費	令和8年度から令和9年度まで	1，095，110
音別地区義務教育学校整備事業費	令和8年度	1，113，777
中学校施設整備費	令和8年度	151，538
市立美術館企画展開催費補助金	令和8年度	11，000

一般会計

第４表　地　方　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
防災行政無線更新事業費	421,300	普通貸借又は証券発行	５．０%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
津波一時避難場所整備事業費	229,700			
大楽毛津波避難複合施設整備事業費	252,800			
旧尺別生活館解体事業費	9,200			
アイヌ住宅改良資金貸付事業費	10,100			
阿寒町保健・福祉サービス複合施設整備費	23,600			
音別町福祉保健センター施設整備費	38,900			
児童発達支援センター施設整備費	56,500			
法人立保育所等整備費補助金	62,800			
大楽毛児童センター整備事業費	57,500			
火葬場施設整備費	40,600			
農業用水道管理費	93,000			
農村都市交流センター関連施設費	5,800			
市営牧場整備費	24,900			

一般会計

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
農道管理費	39,300	普通貸借又は証券発行	５．０%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
道営草地整備事業費	2,000			
林道管理費	7,400			
農山漁村地域整備交付金事業負担金	9,000			
釧路工業技術センター施設整備費	8,400			
湿原展望台施設整備費	13,400			
除雪ドーザ購入費	35,600			
市道整備事業費	955,100			
河川機能保全対策費	29,600			
低地帯浸水対策事業費	339,300			
公園整備費	148,500			
公営住宅等建設費	833,700			
港湾施設整備費	286,800			
国直轄港湾工事負担金	799,900			
消防施設整備費	416,900			
学校施設保安維持費	25,900			
義務教育学校整備事業費	866,400			

一般会計

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
新給食センター整備事業費	365,400			
小学校施設整備費	60,400			
中学校施設整備費	160,900			
高等学校施設整備費	70,100			
タンチョウ観察センター解体事業費	28,700			
生涯学習センター施設整備費	154,200			政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
音別町体験学習センター施設整備費	7,200	普通貸借	5.0%以内	
生涯学習施設解体事業費	470,000	又は	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
柳町スピードスケート場施設整備費	18,800	証券発行		
水道事業会計出資金	500,000			
過疎対策事業債（ソフト分）	216,700			
計	8,196,300			

一般会計

特　別　会　計

国民健康保険特別会計

議案第６号

令和７年度釧路市国民健康保険特別会計予算

令和７年度釧路市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５，５１６，９８８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、１，０００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

款	項	金　　額
		千円
1 国民健康保険収入		15,516,988
	1 国民健康保険料	2,213,075
	2 国庫支出金	15,470
	3 道支出金	11,547,755
	4 財産収入	897
	5 繰入金	1,718,158
	6 諸収入	21,633
歳入合計		15,516,988

歳　出

款	項	金　　額
		千円
1 国民健康保険費		15,516,988
	1 総務費	280,526
	2 保険給付費	11,160,383
	3 国民健康保険事業費納付金	3,700,304
	4 保健事業費	146,510
	5 諸支出金	226,265
	6 予備費	3,000
歳出合計		15,516,988

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

議案第７号

令和７年度釧路市国民健康保険阿寒診療所事業特別会計予算

令和７年度釧路市の国民健康保険阿寒診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５６３，０９４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、１５０，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳 入

款	項	金　額
		千円
1 国民健康保険阿寒診療所事業収入		**563,094**
	1 診療収入	160,481
	2 使用料及び手数料	1,591
	3 道支出金	6,138
	4 繰入金	334,531
	5 諸収入	3,453
	6 市債	56,900
歳入合計		**563,094**

歳 出

款	項	金　額
		千円
1 国民健康保険阿寒診療所事業費		**563,094**
	1 総務費	456,446
	2 医業費	68,622
	3 公債費	37,526
	4 予備費	500
歳出合計		**563,094**

第２表　　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
施設整備費	55,300	普通貸借 又は 証券発行	５．０%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
医療機械器具整備費	1,600			
計	56,900			

国民健康保険阿寒診療所事業特別会計

国民健康保険音別診療所事業特別会計

議案第８号

令和７年度釧路市国民健康保険音別診療所事業特別会計予算

令和７年度釧路市の国民健康保険音別診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４０１，５８０千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、３０，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

款	項	金　額
		千円
1 国民健康保険音別診療所事業収入		**401,580**
	1 診療収入	79,228
	2 使用料及び手数料	517
	3 道支出金	6,493
	4 繰入金	287,043
	5 諸収入	3,199
	6 市債	25,100
歳入合計		**401,580**

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 国民健康保険音別診療所事業費		**401,580**
	1 総務費	340,931
	2 医業費	40,577
	3 公債費	19,672
	4 予備費	400
歳出合計		**401,580**

第２表　　地　　方　　債

起　債　の　目　的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
	千円			
施　設　整　備　費	25,100	普通貸借 又は 証券発行	５．０%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	25,100			

国民健康保険音別診療所事業特別会計

後期高齢者医療特別会計

議案第９号

令和７年度釧路市後期高齢者医療特別会計予算

令和７年度釧路市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，０７３，６６３千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、１００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳　入

款	項	金　　額
		千円
1　後期高齢者医療収入		**3,073,663**
	1　後期高齢者医療保険料	2,208,702
	2　繰　　入　　金	859,360
	3　繰　　越　　金	1
	4　諸　　収　　入	5,600
歳　　入　　合　　計		**3,073,663**

歳　出

款	項	金　　額
		千円
1　後期高齢者医療費		**3,073,663**
	1　総　　務　　費	49,171
	2　後期高齢者医療広域連合納付金	3,019,392
	3　諸　　支　　出　　金	5,100
歳　　出　　合　　計		**3,073,663**

介護保険特別会計

議案第１０号

令和７年度釧路市介護保険特別会計予算

令和７年度釧路市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　保険事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８，２８５，１４７千円と、介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１０３，４８８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、５００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

（保険事業勘定）

歳　入

款	項	金　額
		千円
1 介護保険収入		18,285,147
	1 介護保険料	3,211,347
	2 国庫支出金	4,436,810
	3 支払基金交付金	4,708,562
	4 道支出金	2,555,470
	5 財産収入	5,344
	6 繰入金	3,365,738
	7 繰越金	1
	8 諸収入	1,875
歳入合計		18,285,147

歳　出

款	項	金　額
		千円
1 介護保険費		18,285,147
	1 総務費	481,652
	2 保険給付費	16,871,622
	3 地域支援事業費	898,489
	4 基金積立金	5,344
	5 諸支出金	28,040
歳出合計		18,285,147

（介護サービス事業勘定）

歳　入

款	項	金　額
		千円
1　介護サービス事業収入		103,488
	1　サービス収入	49,981
	2　繰入金	52,707
	3　繰越金	1
	4　諸収入	799
歳入合計		103,488

歳　出

款	項	金　額
		千円
1　介護サービス事業費		103,488
	1　総務費	11,187
	2　サービス事業費	90,855
	3　公債費	1,445
	4　諸支出金	1
歳出合計		103,488

魚揚場事業特別会計

議案第１１号

令和７年度釧路市魚揚場事業特別会計予算

令和７年度釧路市の魚揚場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１４８，９４６千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、１００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳 入

款	項	金　　額
		千円
1 魚揚場事業収入		**148,946**
	1 使用料及び手数料	61,824
	2 分担金及び負担金	2,637
	3 財産収入	1,843
	4 繰入金	72,142
	5 諸収入	10,500
歳入合計		**148,946**

歳 出

款	項	金　　額
		千円
1 魚揚場事業費		**148,946**
	1 事業費	124,047
	2 公債費	24,399
	3 予備費	500
歳出合計		**148,946**

駐車場事業特別会計

議案第１２号

令和７年度釧路市駐車場事業特別会計予算

令和７年度釧路市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５５，５３８千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、１００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳 入

款	項	金　　額
		千円
1 駐 車 場 事 業 収 入		**155,538**
	1 事　業　収　入	104,862
	2 財　産　収　入	970
	3 繰　入　金	48,730
	4 諸　収　入	976
歳　入　合　計		**155,538**

歳 出

款	項	金　　額
		千円
1 駐 車 場 事 業 費		**155,538**
	1 事　業　費	150,538
	2 予　備　費	5,000
歳　出　合　計		**155,538**

動物園事業特別会計

議案第１３号

令和７年度釧路市動物園事業特別会計予算

令和７年度釧路市の動物園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４５１，８５４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入の最高額は、１００，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

第１表　　歳　入　歳　出　予　算

歳 入

款	項	金　額
		千円
1 動物園事業収入		**451,854**
	1 使用料及び手数料	60,062
	2 道支出金	699
	3 財産収入	80
	4 寄附金	1
	5 繰入金	386,821
	6 繰越金	1
	7 諸収入	690
	8 市債	3,500
歳入合計		**451,854**

歳 出

款	項	金　額
		千円
1 動物園事業費		**451,854**
	1 事業費	427,964
	2 公債費	20,890
	3 予備費	3,000
歳出合計		**451,854**

動物園事業特別会計

第２表　　地　　方　　債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
アイヌ政策推進交付金事業費	3,500	普通貸借又は証券発行	５．０%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め30年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	3,500			

動物園事業特別会計

企　業　会　計

病 院 事 業 会 計

議案第１４号

令和７年度釧路市病院事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度釧路市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）病　　床　　数　　５９９床

ア　一　般　病　床　　５３５床

イ　精　神　病　床　　５０床

ウ　感　染　症　病　床　　４床

エ　結　核　病　床　　１０床

（２）患　　者　　数

区　　分	年間延患者数	一日平均患者数
	人	人
入　院　患　者	１６７，９００	４６０
外　来　患　者	２５８，９４０	１，０７０
計	４２６，８４０	１，５３０

（３）主要な建設改良事業

ア　新棟建設等事業　　６，６２７，８９０千円

７か年継続事業の３年次目

イ　医療機械等整備　　４８０，０００千円

ウ　院内保育所増築　　６３，０９６千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　病院事業収益　　２０，９３２，１０４千円

第１項　医　業　収　益　　１８，６４５，８２７千円

第２項　医業外収益　　２，０４７，７９５千円

第３項　高等看護学院収益　　１１８，４８１千円

第４項　特　別　利　益　　１２０，００１千円

支　　出

第１款　病院事業費用　　２１，８８６，７３１千円

第１項　医　業　費　用　　２１，２４０，３９１千円

第２項　医業外費用　　３４０，００４千円

第３項　高等看護学院費用　　１１８，４８１千円

第４項　特　別　損　失　　１８７，８５５千円

病院事業会計

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，２５４，３０５千円は、当年度分資本的収支調整額７，９９８千円及び過年度分損益勘定留保資金１，２４６，３０７千円で補塡するものとする。）。

収　　入	
第１款　資　本　的　収　入	７，１７９，９８２千円
第１項　企　　業　　債	７，１７０，８００千円
第２項　固定資産売却代金	１千円
第３項　寄　　附　　金	１千円
第４項　投　　資	９，１８０千円
支　　出	
第１款　資　本　的　支　出	８，４３４，２８７千円
第１項　建　設　改　良　費	７，１７０，９８６千円
第２項　企業債償還金	１，２０１，７７４千円
第３項　投　　資	６１，１７６千円
第４項　基　金　積　立　金	５１千円
第５項　道補助金消費税返還金	３００千円

（継続費）

第５条　継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
			千円		千円
１資本的支出	１建設改良費	医療情報システム整備事業	２，５００，０００	令和７	０
				令和８	５００，０００
				令和９	２，０００，０００

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		５．０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め３０年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
院舎増改築費	６，６２７，８００	普通貸借		
医療機械等整備費	４８０，０００	又は		
院内保育所増築費	６３，０００	証券発行		
計	７，１７０，８００			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、４，５００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　９，７４１，８６８千円

（２）交際費　　１，０００千円

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は、３，９１９，９０３千円と定める。

（重要な資産の取得）

第１１条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機械	院内ＬＡＮシステム	１式
	エキシマレーザ血管形成装置	１式

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

病院事業会計

水 道 事 業 会 計

議案第１５号

令和７年度釧路市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度釧路市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）総　　配　　水　　量　　１９，８７４千㎥

（２）一 日 平 均 配 水 量　　５４，４４９㎥

（３）給　　水　　戸　　数　　８９，７４２戸

（４）主要な建設改良事業

ア　管　路　布　設　　８８２ｍ

イ　浄 水 場 整 備　　５か所

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　水 道 事 業 収 益	５，２８６，０３３千円
第１項　営　業　収　益	４，７６５，１７２千円
第２項　営 業 外 収 益	５２０，８６１千円
支　　出	
第１款　水 道 事 業 費 用	５，０６０，６６２千円
第１項　営　業　費　用	４，５９３，５３４千円
第２項　営 業 外 費 用	４６７，１２８千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２，４８７，５８１千円は、当年度分資本的収支調整額１５１，７０８千円、当年度分損益勘定留保資金１，９８４，０８０千円、減債積立金１３１，７９３千円及び建設改良積立金２２０，０００千円で補塡するものとする。）。

収　　入	
第１款　資　本　的　収　入	２，０４５，６３３千円
第１項　企　　業　　債	１，１６４，７００千円
第２項　出　　資　　金	５００，０００千円
第３項　他 会 計 負 担 金	３３，９５７千円
第４項　工 事 負 担 金	２，３４４千円
第５項　国 庫 補 助 金	３４４，６３２千円
支　　出	
第１款　資　本　的　支　出	４，５３３，２１４千円
第１項　建 設 改 良 費	２，９７７，３２６千円

水道事業会計

第２項　企業債償還金　　１，５５５，８８８千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
配水管整備事業費	令和８年度	１９７，６０４千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
上水道第３回拡張事業費	６０８，６００	普通貸借又は証券発行	５．０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め４０年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
上水道配水管整備事業費	３３４，７００			
上水道浄水場施設整備事業費	１５５，０００			
簡易水道整備事業費	６６，４００			
計	１，１６４，７００			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、２，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　６４４，８２１千円

（２）交際費　　１００千円

（他会計からの補助金）

第１０条　簡易水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、８０，１４０千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第１１条　たな卸資産の購入限度額は、２，０００千円と定める。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

水道事業会計

工業用水道事業会計

議案第１６号

令和７年度釧路市工業用水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度釧路市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水事業所数　４か所

（２）総給水量　３，１３９千㎥

（３）一日平均給水量　８，６００㎥

（４）主要な建設改良事業

ア　中央監視装置取替工事　１式

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第１款　工業用水道事業収益	６５，９３８千円
第１項　営業収益	６５，６０５千円
第２項　営業外収益	３３３千円
支出	
第１款　工業用水道事業費用	５７，１２３千円
第１項　営業費用	５６，４７９千円
第２項　営業外費用	６４４千円

（資本的支出）

第４条　資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４７，６０９千円は、当年度分資本的収支調整額４，０６８千円及び過年度分損益勘定留保資金４３，５４１千円で補塡するものとする。）。

支出	
第１款　資本的支出	４７，６０９千円
第１項　建設改良費	４４，７４８千円
第２項　企業債償還金	２，８６１千円

（一時借入金）

第５条　一時借入金の限度額は、５０，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第６条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第７条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならな

い。

（1）職 員 給 与 費　　１０，７１６千円

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

工業用水道事業会計

下 水 道 事 業 会 計

議案第１７号

令和７年度釧路市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度釧路市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）総　処　理　水　量　　２８，１１８千㎥

（２）主要な建設改良事業

ア　管　渠　布　設　　１，１６４ｍ

イ　処　理　場　整　備　　６か所

ウ　ポ　ン　プ　場　整　備　　４か所

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　下水道事業収益	７，３８５，８３６千円
第１項　営業収益	５，３２８，３８２千円
第２項　営業外収益	２，０５７，４５４千円
支　　出	
第１款　下水道事業費用	６，６６４，６４３千円
第１項　営業費用	６，３５９，９９５千円
第２項　営業外費用	３０４，６４８千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２，３２６，１６４千円は、当年度分資本的収支調整額１５０，４４９千円、当年度分損益勘定留保資金１，８１３，５４４千円及び減債積立金３６２，１７１千円で補塡するものとする。）。

収　　入	
第１款　資本的収入	２，９９０，２３５千円
第１項　企業債	１，６９７，６００千円
第２項　国庫補助金	１，２６３，０１１千円
第３項　他会計補助金	２８，３５０千円
第４項　分担金及び負担金	１，２７４千円
支　　出	
第１款　資本的支出	５，３１６，３９９千円
第１項　建設改良費	３，１１７，６１５千円
第２項　企業債償還金	２，１９４，９９４千円
第３項　国庫補助金返還金	３，７９０千円

下水道事業会計

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
古川終末処理場整備事業費	令和８年度	６５１，０００千円
旭町ポンプ場整備事業費	令和８年度	６７，０００千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限　度　額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
下水道建設事業費	１，６９７，６００	普通貸借 又　は 証券発行	５．０％ 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から据置期間を含め４０年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	１，６９７，６００			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、１，０００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職 員 給 与 費　　４２９，４７０千円

（２）交　　際　　費　　１００千円

（他会計からの補助金）

第１０条　下水道事業の建設事業費及び汚水処理費等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、２８，３５０千円及び２７，１０５千円である。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

下水道事業会計

公設地方卸売市場事業会計

議案第１８号

令和７年度釧路市公設地方卸売市場事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度釧路市公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）経　常　業　務

ア　青果物取扱高		１０，０４４，０００千円
イ　花き取扱高		５２８，０００千円
ウ　市場施設	売場	６，３６０㎡
	貸室	１，８２６㎡

（２）主要な建設改良事業

ア　雨水管汚水管等改修	５０，００１千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　市場事業収益	１３７，０６７千円
第１項　営業収益	８３，０８５千円
第２項　営業外収益	５３，９８２千円
支　出	
第１款　市場事業費用	１３０，５７８千円
第１項　営業費用	１１３，１０５千円
第２項　営業外費用	１７，４７３千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額４３，４１３千円は、過年度分資本的収支調整額４３，４１３千円で補填するものとする。）。

収　入	
第１款　資本的収入	８３，６７１千円
第１項　企業債	５０，０００千円
第２項　補助金	３３，６７１千円
支　出	
第１款　資本的支出	１２７，０８４千円
第１項　建設改良費	５９，７４２千円
第２項　企業債償還金	６７，３４２千円

公設地方卸売市場事業会計

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
雨水管汚水管等改修工事費	５０，０００	普通貸借又は証券発行	５．０％以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め４０年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	５０，０００			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、１００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職員給与費　　９，０２８千円

（２）交際費　　１０千円

（他会計からの補助金）

第９条　企業債元金の償還及び営業費用等支払のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、３３，６７１千円及び２２，２２６千円である。

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

公設地方卸売市場事業会計

港湾整備事業会計

議案第１９号

令和７年度釧路市港湾整備事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度釧路市港湾整備事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）経　常　業　務

ア　上　　屋	上屋貸付	１０棟
	オープンヤード貸付	１０６，３４６㎡
イ　船　舶　給　水	年間給水量	２８，５２０㎥
ウ　荷　役　機　械	石炭荷役機械貸付	１基
	ガントリークレーン貸付	１基
エ　土　地　賃　貸	貸付換算面積	２０２，２１５㎡

（２）建設改良業務

ア　上　屋　改　良	西港区第１埠頭	１棟

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入	
第１款　施設運営事業収益	５７６，２４５千円
第１項　営　業　収　益	５６８，８４９千円
第２項　営業外収益	７，３９６千円
第２款　埋立事業収益	１２４，１７６千円
第１項　営　業　収　益	１２４，１７６千円
合　　計	７００，４２１千円

支　　出	
第１款　施設運営事業費用	６３９，５２７千円
第１項　営　業　費　用	６２０，２９２千円
第２項　営業外費用	１９，２３５千円
第２款　埋立事業費用	２２，７０５千円
第１項　営　業　費　用	２１，８２６千円
第２項　営業外費用	８７９千円
合　　計	６６２，２３２千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１２５，４５３千円は、当年度分資本的収支調整額２８，７１４千円及び過年度分損益勘定留保資金９６，７３９千円で補填するものとする。）。

港湾整備事業会計

収　　入

第１款　資　本　的　収　入	２９３，０００千円
第１項　企　　業　　債	２９３，０００千円

支　　出

第１款　資　本　的　支　出	４１８，４５３千円
第１項　建 設 改 良 費	３１５，８３７千円
第２項　企 業 債 償 還 金	１０２，６１６千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
港湾施設業務等委託費	令和８年度から 令和９年度まで	２５７，４８８千円

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限　度　額	起債の方法	利　率	償 還 の 方 法
	千円			
上 屋 改 良 費	２９３，０００	普通貸借 又　は 証券発行	５．０％ 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には起債の翌日から措置期間を含め４０年以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政上の都合等により繰上償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。
計	２９３，０００			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、２９３，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）職 員 給 与 費　　４８，９８３千円

港湾整備事業会計

令和７年２月２１日提出

釧路市長　鶴　間　秀　典

港湾整備事業会計